ト　燃料の種類
チ　乗用自動車又は貨物自動車の別
リ　特定改造貨物自動車にあっては、構造Ａ又は構造Ｂの別
ヌ　その他国土交通大臣が定める事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一　基本自動車の外観図
二　前条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

3　国土交通大臣は、前２項に規定するもののほか、申請者に対し、エネルギー消費効率相当値の算定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

（算定方法）

第四条　国土交通大臣は、前条の申請があった場合において、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第１条第１号に掲げる方法により第２条の算定を行わなければならない。
一　特定改造自動車と基本自動車の原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一であること。
二　当該算定の申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。
イ　道路運送車両法若しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律又はこれらに基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
ロ　第９条の規定によりエネルギー消費効率相当値の算定の取消しを受け、その取消しの日から２年を経過しない者（当該算定を取り消された者が法人である場合においては、当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から２年を経過しないものを含む。）
ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
ニ　法人であって、その役員のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

（意見の聴取）

第五条　国土交通大臣は、第２条の算定のために必要があると認めるときは、学識経験者、自動車製作者その他のエネルギー消費効率相当値に関し専門的知見を有する者の意見を聴くことができる。

（通知）

第六条　国土交通大臣は、第２条の算定をしたときは、算定番号を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

2　国土交通大臣は、第２条の算定をしなかったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

（算定燃費値取得済証）

第七条　前条第１項の通知を受けた自動車製作者等は、エネルギー消費効率相当値の算定を受けた特定改造自動車に係る自動車（道路運送車両法第75条第４項の完成検査終了証又は道路運送車両法施行規則第63条第１項の排出ガス検査終了証の交付を受けたものに限る。）の所有者又は使用者から請求があったときは、エネルギー消費効率相当値その他の国土交通大臣が定める事項を記載した算定燃費値取得済証を発行し、これを請求者に交付できる。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2　前項の請求を受けた自動車製作者等は、算定燃費値取得済証の交付のため必要があると認めるときは、請求者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

3　算定燃費値取得済証は、交付に係る自動車が次の各号のいずれかに該当しないことが明らかになったときは、その効力を失う。
一　幅及び高さがそれぞれ第３条第１項第３号イの値以下であること
二　第３条第１項第３号ロの区分に該当すること
三　車両重量が第３条第１項第３号ハの値以下であること
四　特定改造貨物自動車に係る自動車にあっては、構造Ａ又は構造Ｂの別が第３条第１項第３号リと同一であること
五　第４条第１号の基準に適合すること

（変更届出等）

第八条　第３条の申請をした自動車製作者等は、同条第１項第１号の内容に変更があったときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

（算定の取消し）

第九条　国土交通大臣は、第３条第１項の申請書、同条第２項の添付書類の内容に虚偽があったことが明らかになったときは、第２条の算定を取り消すことができる。

（公表）

第十条　国土交通大臣は、前条の規定により算定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

附　則

第１条　この告示は、公布の日から施行する。

第２条　第２条の算定は、特定改造自動車に係る基本自動車が道路運送車両法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた日に行われたものとみなす。

○国土交通省告示第九百三十四号

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年八月二十五日　　国土交通大臣　金子　一義

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に規定する乗用自動車及び同条第八号に規定する貨物自動車」を「次の各号に掲げるもの」と改め、同条に次の各号を加える。

一　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に規定する乗用自動車及び同条第八号に規定する貨物自動車

二　特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成二十一年国土交通省告示第九百三十三号。以下「燃費算定告示」という。）第一条に規定する特定改造乗用自動車及び特定改造貨物自動車（以下「特定改造自動車」という。）

第三条中「十・十五モード燃費値（」の下に「前条第一号に掲げる自動車については、」を、「規定する十・十五モード燃費値」の下に「をいい、特定改造自動車については、燃費算定告示第二条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値」を加え、「乗用車判断基準告示１―１及び貨物車判断基準告示１―１の各表（乗用車判断基準告示１―１（４）及び（５）並びに貨物車判断基準告示１―１（３）の各表を除く。第一号において同じ。）の左欄に掲げる」を「別表の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる」に改め、「適合性を判定することにより」の下に「評価を」を加え、同条ただし書中「掲げる基準エネルギー消費効率」の下に「をいい、次条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第六号に掲げる自動車（乗用車判断基準告示１―１（５）及び貨物車判断基準告示１―１（３）の各表における燃料の種類の区分が軽油のみのものを除く。）については、当該基準エネルギー消費効率に１．１を乗じた値」を加え、同条第一号中「各表」の下に「（乗用車判断基準告示１―１（４）及び（５）並びに貨物車判断基準告示１―１（３）の各表を除く。）」を加える。